

【代表的な記載例】

※印欄は記入しないでください

現所有者申告書

令和 2 年 1 月 20 日

※氏名コード									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

日立市長 殿

申告者 住所 **日立市助川町 ●-▼-◆**
 氏名 **日立 一郎**

固定資産（土地・家屋）の所有者の死亡に伴い、日立市市税条例第74条の3の規定により「現所有者※」を下記のとおり申告します。
 なお、この申告は、地方税法第9条の2の規定（賦課徴収及び還付に関する書類を受領すること）による相続人代表者としても届けます。

所有者 (死亡者)	氏 名		死亡年月日		死亡者住所		※整理番号	※氏名コード
		日立 太郎		令和 2年 1月 5日		日立市助川町●-▼-◆		月
現所有者 (相続人) 代表者 氏名	(ふりがな) ひたち いちろう		被相続人との続柄		住 所		電 話 番 号	
	日立 一郎		長男		〒317-0065 日立市助川町●-▼-◆		0294(22)XXXX	
生年月日	明大(平) 43年 1月 1日生							
代 表 者 以 外 の 現 所 有 者 (相 続 人)	氏 名		被相続人との続柄		住 所		電 話 番 号	
	日立 花子		妻		同 上		同 上	
	多賀 二子		長女		水戸市中央 ■-▼-◆●		029-224-XXXX	
	日立 三郎		二男		日立市千石町 ●-▼■-◆		0294-33-XXXX	
	久慈 四郎		三男		東京都新宿区西新宿 ◆-▼●-■■		03-5321-XXXX	
	十王 五子		二女		日立市十王町友部 ●▼■◆番地		0294-39-XXXX	

※地方税法第343条第2項の規定により、賦課期日（1月1日）前に土地・家屋の所有者がお亡くなりになっている場合には、賦課期日現在でその土地・家屋を現に所有している者（相続人等）が納税義務者となります。

※相続登記が完了するまでは、相続人全員の共有資産になるため、各相続人は連帯して納税義務を負うこととなります。（民法第898条、地方税法第10条の2の規定）